

郡山市土地区画整理事業施行地区内建築行為等の許可に関する事務取扱要領

平成21年7月1日制定

平成26年8月1日一部改正

平成28年4月1日一部改定

平成29年9月1日一部改定

令和4年11月1日一部改正

[都市構想部区画整理課]

(趣旨)

第1条 この要領は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条に基づく建築行為等の制限に関する許可(以下「建築行為等の許可」という。)について必要な事項を定めることにより、円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 建築行為等の許可を要する行為は、次の各号のいずれかに該当する行為を新たに行う場合、又は既に建築行為等の許可を受けた行為を変更する場合に適用する。

- (1) 土地の形質の変更
- (2) 建築物の新築、改築又は増築
- (3) 工作物の新築、改築又は増築
- (4) 移動の容易でない物件の設置又はたい積

(定義)

第3条 前条各号に定める用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 土地の形質の変更 切土、盛土若しくは舗装等の整地等又は歩道切下げ等の道路承認該当工事
- (2) 建築物の新築、改築又は増築 木造、鉄骨造又はRC造等の建築物等の新築、改築又は増築
- (3) 工作物の新築、改築又は増築 擁壁若しくは看板等の工作物等の新築、改築若しくは増築又は上水管、下水管若しくは電柱等の道路占用該当工事
- (4) 移動の容易でない物件の設置又はたい積 重量が5トンを超える物件であつて、容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるもの以外の物件

(申請)

第4条 建築行為等の許可申請は、許可申請書(様式1)及び別表に掲げる図書(以下「添付書類」という。)のほか、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

2 許可申請書は、前項に定める添付書類を含め、各2部提出するものとする。

3 行為の目的が道路占用及び道路承認該当工事の場合には、前項に規定する部数に各1部を加えた部数を提出するものとする。

(審査基準)

第5条 前条の許可申請を審査するに当たっては、建築行為等が土地区画整理事業施行の障害となるおそれがあるかどうかという点を考慮するものとする。

(意見)

第6条 市長は、建築行為等の許可申請が提出された場合は、土地区画整理事業施行者（以下「施行者」という。）の意見を聴くものとする。

(許可)

第7条 市長は、審査の結果、建築行為等を許可とする場合は、許可書（様式2）を申請者に交付するものとするとともに、その謄本を施行者に送付するものとする。

2 前項の許可は、市長が必要と認めるときは、期限その他必要な条件を付することができる。

(不許可)

第8条 市長は、審査の結果、建築行為等を不許可とする場合は、不許可通知書（様式3）を申請者に交付するとともに、その謄本を施行者に送付するものとする。

(変更又は取下げ)

第9条 既に建築行為等の許可を受けた行為を変更する場合には、許可申請書（様式1）のほか、添付書類のうち変更部分に該当する図書を添付し、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

2 建築行為等の許可申請又は既に建築行為等の許可を受けた行為を取下げの場合には、許可申請書（様式1）に市長が必要と認める書類を添付して、第4条、第7条及び第8条の規定に準じて行うものとする。

(標準処理期間)

第10条 建築行為等の許可申請が到達してから許可等をするまでに通常要すべき標準的な処理期間は、次のとおりとする。ただし、書類不備等により補正に要する期間を除く。

- (1) 道路占用該当工事又は道路承認該当工事等を含むもの 15日間
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 10日間

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に建築行為等の許可申請に相当する行為がされた場合においては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に建築行為等の許可申請に相当する行為がされた場合においては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

添付書類	記載事項等	土地の形質変更		建築物の新築等	工作物の新築等		移動の容易でない物件のたい積等
		道路承認 該当工事	左以外		道路占用 該当工事	左以外	
案内図	申請地	○	○	○	○	○	○
平面図	縮尺1/250程度 申請物件、土地寸法、境界標識、 計画高		○	○		○	○
	縮尺1/100程度 申請物件、舗装展開（掘削範囲、 復旧範囲）				○		
	縮尺1/100程度 申請物件、切下幅、乗入位置、舗 装展開（掘削範囲、復旧範囲）	○					
立面図	縮尺1/250程度 申請物件、隣地境界線、境界離 れ、土地断面、計画高			○			○
断面図	縮尺1/50程度 申請物件断面詳細、隣地境界線、 境界離れ			○			
	縮尺1/50程度 申請物件断面詳細、隣地境界線、 境界離れ、土地断面		○			○	
	縮尺1/500程度 復旧断面				○		
	縮尺1/100程度 横断、縦断、道路構造詳細	○					
仮換地図	申請物件の位置				○		
交通規制図	工事標示板設置状況、交通誘導員 配置状況、バリケード設置状況、 歩行者通路確保状況、迂回路	○			○		
誓約書	施工に伴い隣地に影響をおよぼし た場合等に申請人において処理す る旨					○	
施工前写真	申請物件の位置及び構造	○			○		
仮換地指定通知書 又は仮換地証明書	組合施行であり、かつ、申請地が 仮換地指定されている場合に添付		○	○		○	○
仮契約書、権利譲 渡承認書又は保留 地仮契約証明書	申請地が保留地である場合に添付		○	○		○	○
所有者承諾書	申請地が仮換地であり、かつ、申 請人が土地所有者以外の場合に添 付		○	○		○	○
施行者承諾書	申請地が保留地であり、かつ、申 請人が仮契約者以外の場合に添付		○	○		○	○

(様式1)

## 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第76条第 1 項の規定による許可を受けたいので、別添図書を添えて、次のとおり申請します。

施 行 地 区	土地区画整理事業	
土 地 の 所 在	<input type="checkbox"/> 従前地 (郡山市 / m <sup>2</sup> )	
	<input type="checkbox"/> 仮換地 ( 街区 号 / m <sup>2</sup> )	
	<input type="checkbox"/> 保留地 ( 街区 号 / m <sup>2</sup> )	
	<input type="checkbox"/> 公共施設 (都市計画道路 線) (区画道路 線)	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
行 及 目 為 び 的	1 土地の形質の変更 (1) <input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 舗装 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (2) <input type="checkbox"/> 歩道切下げ <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	2 建築物の <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 (1) <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	3 工作物の <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 (1) <input type="checkbox"/> 擁壁 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (2) <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> ガス管 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	4 移動の容易でない物件の <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> たい積 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	5 その他 ( <input type="checkbox"/> 許可変更 <input type="checkbox"/> 申請取下げ <input type="checkbox"/> その他 ( ) )	
	主たる用途	
	施工予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施 工 業 者		
書 類 作 成 者		
そ の 他 必 要 な 事 項	※特記事項については裏面に表示	

(裏)

※特記事項

下記事項に同意した上で、許可申請を行います。

①使用する公共測量データ等は、H23. 3. 11以前のものである事

(様式2)

## 土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可書

郡山市指令区第 号

令達先 住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請については、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第76条の規定により、下記の条件を付して、許可します。

年 月 日

郡山市長

施行地区	土地区画整理事業
土地の所在	
行為及び目的	
主たる用途	
施工期間	許可の日から 年 月 日まで
その他 必要な事項	

### 記

条 件	他の法令による許可等を要するものについては、その許可等をうけた後に着工すること
-----	---

### 備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式3)

## 土地区画整理事業施行地区内建築行為等不許可通知書

郡山市指令区第 号

令達先 住所

氏名

様

年 月 日付けで申請のあった土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請については、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第76条の規定により、下記の理由のため、許可することができません。

年 月 日

郡山市長

施行地区	土地区画整理事業
土地の所在	
行為及び目的	
主たる用途	
その他 必要な事項	

### 記

不許可の理由	
--------	--

### 備考

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

